

## 連結損益計算書注記

- 注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純損失 10,429円30銭  
当連結会計年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
3. 特定取引目的の取引については、取引の約定時点を基準とし、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。  
特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。
4. リース取引等に関する収益及び費用の計上基準は、次のとおりであります。
- (1) リース取引のリース料収入の計上方法  
主に、リース期間に基づくリース契約上の收受すべき月当たりのリース料を基準として、その経過期間に対応するリース料を計上しております。
- (2) 割賦販売取引の売上高及び売上原価の計上方法  
主に、割賦契約による支払期日を基準として当該経過期間に対応する割賦売上高及び割賦原価を計上しております。
5. 「その他経常収益」には、株式等売却益75,122百万円を含んでおります。
6. 「その他の経常費用」には、貸出金償却364,605百万円、株式等償却509,205百万円を含んでおります。
7. 「その他の特別利益」は、厚生年金基金代行部分返上益であります。
8. 「その他の特別損失」には、退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額23,158百万円、ソフトウェアの除却損15,014百万円を含んでおります。
9. 銀行法施行規則別紙様式が「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」(平成15年4月22日付内閣府令第47号)により改正されたことに伴い、当連結会計年度から次のとおり表示方法を変更しております。
- (1) 前連結会計年度において「資金調達費用」中「その他の支払利息」、又は「資金運用収益」中「その他の受入利息」に含めて表示していた現金担保付債券貸借取引に係る受払利息は、当連結会計年度からは、それぞれ同「債券貸借取引支払利息」、又は同「債券貸借取引受入利息」として表示しております。
- (2) 前連結会計年度における「転換社債利息」は、当連結会計年度からは「新株予約権付社債利息」として表示しております。